

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第3節 化学物質の環境リスク対策

1. 化学物質対策の現況

(1) ダイオキシン類対策

(1) 事業目的

「ダイオキシン類対策特別措置法」※1が平成11年に制定されてから規制強化がすすみ、排出量は減少し、環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせる可能性）※2が低減されてきました。ダイオキシン類については、引き続き使用・排出の実態や環境中の濃度等の実態把握を行うことにより、排出抑制と環境影響の把握を行います。

(2) 取組状況

① 環境中のダイオキシン類※3濃度調査

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、令和元年度に島根県において実施した大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類常時監視結果の概要は次のとおりでした。（詳細については資料編の表1に掲載。）

ア 一般環境監視

大気（6地点4回）、水質（2地点）、底質（2地点）、地下水（6地点）、土壌（4地点）ともに、調査した全ての地点において環境基準を満足していました。

松江市該当分においても、大気（1地点4回）、水質（1地点）、底質（1地点）、地下水（1地点）、土壌（1地点）ともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

イ 発生源周辺監視（馬潟工業団地周辺地域）

大気（1地点4回）、水質（6地点（うち4地点は4回））、底質（8地点（うち4地点は4回））、地下水（1地点）、土壌（1地点）ともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

② 発生源対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類の発生源となる施設として、火床面積が0.5㎡以上又は燃焼能力が50kg/h以上の廃棄物焼却炉など5種類の大気基準適用施設と、大気基準適用施設である廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設など19種類の水質基準対象施設を特定施設として定めています。

特定施設を設置する際には、設置の届出が義務づけられているほか、設置後は、年1回以上排出ガス、排水等のダイオキシン類濃度を測定し、県又は松江市に報告しなければなりません。

県及び松江市では、届出内容の審査及び指導、施設への立入検査の実施、施設設置者による測定結果の公表等を行うことにより、特定施設からのダイオキシン類排出量の削減を図っています。

ア 特定施設の設置状況

令和元年度末現在の特定施設の設置数は大気基準適用施設が60施設、水質基準適用施設が28施設です。（詳細については資料編の表2に掲載。）

イ 立入検査実施状況

令和元年度中に延べ大気基準適用施設 19 施設、水質基準適用施設 12 施設に立入検査を行いました。指摘事項等のある施設はありませんでした。（詳細は資料編の表 3 に掲載。）

立入検査にあわせて、大気基準適用施設 3 施設において排出量の測定を行いました。いずれの施設も排出基準を満たしていました。

松江市該当分においても、大気基準適用施設 1 施設において排出量の測定を行いました。排出基準を満たしていました。

ウ 施設設置者による測定結果の報告

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、令和元年度中（令和 2 年度以前に測定し令和 2 年度に報告のあったものを含む）に、大気基準適用施設 48 施設、水質基準適用施設 3 施設から報告がありました。

排出ガス及び排水中のダイオキシン類測定では、報告のあった全ての施設で、排出基準を満たしていました。

廃棄物焼却炉から排出される、ばいじん※4、燃え殻についても、施設設置者による測定が義務づけられており、埋立等の処分をする際には 3 ng-TEQ/g 以下となるよう処理しなければなりません。報告において 3 ng-TEQ/g を超えたばいじんについては、処分時に法で定められた薬剤処理等の適正な処理が行われていることを確認しています。

（測定結果の詳細については資料編の表 4、5、6 に掲載。）

③ 馬潟工業団地周辺ダイオキシン類対策

松江市八幡町にある馬潟工業団地周辺水路では、平成12年度に底質から高濃度のダイオキシン類が検出されたため、県と松江市で対策を検討、実施しました。（経緯については資料編の表 7 に掲載。）

平成22年度には、対策工法を決定のうえ、水路の汚染底質の除去工事を実施し、平成23年度に開催した馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン対策委員会において、対策工事が適切に行われたと評価されました。また、工事費の事業者費用負担計画に基づき、対策事業に係る負担金を団地内 2 事業者より分割で徴収しました。なお、平成27年 3 月をもってすべての負担金が完済されました。

※1. ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

※2. 環境リスク

化学物質が大量に生産され、消費されることにより、人間や生態系が複雑な経路を通じて長期間にわたり、微量の化学物質に暴露されることから生じる健康と環境に対する悪影響をおよぼすおそれ（可能性）のこと。

※3. ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

※4. ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6302